

少年法「改正」に反対します

子どもと法・21（子どもの育ちと法制度を考える 21 世紀市民の会）

子どもと法・21（子どもの育ちと法制度を考える 21 世紀市民の会）は、1998 年 7 月設立の「検察官関与に反対し少年法を考える市民の会」を前身とする市民団体です。通算すると約 20 年間、一貫して少年法の改悪に反対してきました。

現在、法制審議会「少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会」では、少年法の適用対象年齢を 18 歳未満に引下げ、検察官が不起訴にした 18, 19 歳につき「若年者に対する新たな処分」を構想する案が議論されています。議事録を読むと、法務省は 18, 19 歳を少年法適用対象外とすることが所与の前提かのような強引な審議を行っており、その方向で答申が出る見通しです。これらが実現された場合、少年法は「少年法」でなくなってしまう。

子どもと法・21 は、少年法を壊してしまう適用対象年齢引下げ・「若年者に対する新たな処分」に、以下の理由をもって反対します。

1 少年法の目的と機能

少年法は、日本国憲法下で子どもの成長発達権（日本国憲法 13 条、25 条、26 条などが根拠）保障のために教育基本法・児童福祉法と並んで制定された子どもに関する基本法です。

その制度保障として、調査官など人間科学制度を備えた司法機関である家庭裁判所に 20 歳未満の犯罪少年を全件送致し、そこで人間科学に基づき調査分析、少年の主体性を軸にしたケースワークをした上で、その少年に適した処分を決めることになっています。

日本社会は現在、格差・貧困が深刻化しており、虐待対応件数も増加の一途を辿っています。非行を行った少年の多くも、貧困や虐待といった成育環境における被害経験を有しています。貧困や虐待は社会の問題であり、その責任は社会を形成するおとな側にあります。（表 1～3-2）最高裁の研究においても少年事件の非行の背景及び原因に被虐待経験があると報告されています（最高裁「重大少年事件の実証的研究」（家庭裁判所調査官研究所監修）2001 年司法協会）。

少年法は、このように子どもに帰責できない社会構造を背景とした成育環境等の問題があること、人類の歴史において子どもを成人同様に扱うことは悪影響が大きかったと学んできたこと、子どもは失敗しながら成長し可塑性に富んでいることを念頭に置いています。そうであるが故に、少年法は、非行というかたちで問題が現れた子どもに対し「健全な育成を期す」ため、家庭裁判所等で人間行動諸科学を用いて問題の背景を探り、育て直しや環境調整を行うこと、刑事事件において特別の措置を講じることを目的としています（少年法 1 条）。

少年司法では、非行少年の背景にある虐待等の問題を直視し、人間行動諸科学を用いた働きかけを行います。少年自身がおとなの力を借りながら、被害体験も含めた“自分自身”を見つ

め直すこと、その過程を経て初めて自身の非行という加害性に気づくこと、社会で生きるために必要な技術等を獲得していくこと等を通して、少年司法は再犯防止に寄与してきました。

日本の少年法が諸外国に比べて有効に機能していること、犯罪が少ない安全な社会の形成に貢献していることは統計を見ても明らかです(表 4, 5)。

2 現在の 18, 19 歳の少年の状況

(1) より深刻な問題を抱えている 18, 19 歳の少年

日本の子どもたちの非行のピークは 14~16 歳であり、いつの時代でも 17 歳になると非行が急激に減少します(図 1)。これは前述のとおり、少年司法が有効に機能した効果です。逆にいえば、18, 19 歳段階で非行を行っている少年は成育環境等に深刻な問題があることが推定されます。18, 19 歳の少年院送致率が 14~17 歳に比して高いことから、背後にある問題の深刻さを表していると考えられます(表 6)。

(2) 現行の少年審判・少年院の処遇効果

家裁で実質的に少年審判の対象となる一般保護事件全体における 18, 19 歳の比率は約 30% です(年齢別処遇を確認するため比較可能な司法統計年報(2018 年第 17 表)に基づいて算出。同年報は簡易送致・交通事犯等を除く一般保護事件の終局人員を掲載)。その処遇状況は刑事処分割合は 1.55%であり、それ以外は不処分・不開始含め保護的措置が取られています(表 6)。刑事処分になる場合も大半は保護的措置を伴う調査を経ています。

2018 年少年矯正統計年報によれば、2018 年における少年院新収容者(初回複数回含む)は 2108 人であり、うち 18 歳は 517 人、19 歳は 582 人です。つまり、少年院の収容者割合は 50% 超が 18, 19 歳の年長少年です(2017 年のそれは 50.4%、2016 年のそれは 47.5%)。

他方、犯罪白書 2018 年版によると少年院出院者の再入院・刑事施設入所率は、2 年以内で 11.5%、5 年以内で 21.6%です。さらに、5 年以内は下降傾向にあります(2003 年出院者 24.3%、最新データの 2013 年出院者は 21.6%)。この数値は少年院の処遇効果が上がっていることを示すもので、18, 19 歳も少年法の対象にすべき大きな根拠となるものです。

3 18, 19 歳が少年法の適用対象年齢から外されることの問題

(1) 重大事件は刑事裁判に

現状、18, 19 歳について重大事件でも少年院送致率は少なくありません(表 7)。現行少年法は 18, 19 歳も全件送致で家裁が調査を行い、刑事処分と判断した場合のみ刑事裁判に付されますが、年齢引下げで 18, 19 歳に少年法の適用がなくなると、その過程がないため検察官判断でその振り分けがなされます。その結果、重大事件は起訴され刑事裁判になることが予想されます。

前述の通り、18, 19 歳での非行少年はより根深い問題性があると推定されること、現行少年司法では 18, 19 歳の少年への刑事処分は僅かで、ほぼ保護処分ないし保護的措置を受けていること、少年院処遇の効果も高まっていること、これらの事実を直視すべきです。

(2) 更生のための特別措置もなくなる

少年法の対象から外れれば、更生のための様々な特別措置もなくなります。少年法 61 条(記事等の掲載の禁止)の適用がなくなり実名報道になります(但し、成人の実名報道も問題あり)。

少年法 60 条（人の資格に関する法令の適用）も、少年法 55 条移送（刑事裁判となっても、保護処分相当と判断されると再度家裁に移送される）もなくなります。仮釈放など少年刑としての特例も適用されません。これらが適用外になることは更生に大きな支障を生じさせます。

また、外国籍少年に関する退去強制の特例があり、成人は 1 年を超える実刑で退去強制の対象になるところ、少年は 3 年を超える実刑が対象です。この適用からも外れることになります。

（３）少年審判にもたらす影響

前述のとおり、実質、少年審判の対象になる 18, 19 歳少年は、現状は一般保護事件全体の約 30% を占めますので、この部分がなくなれば少年審判（少年鑑別所も含む）は縮小されます。根深い問題の背景をもつ 18, 19 歳少年に家裁調査官等が出会い、ケースワークするなかで調査技法を向上させてきました。それは、他の年齢層の少年に対する調査の質も高めるものです。18, 19 歳が対象から外れた場合、調査の質の低下、少年審判全体の質の低下をもたらします。

（４）少年院処遇にもたらす影響

現在少年院の新規入所者の 5 割が 18, 19 歳です。18, 19 歳を対象から外せば、旧中等少年院・特別少年院は大幅に縮小されます。また、少年院での職業訓練は年長少年の自立に大きく寄与してきました。長年工夫を重ねて作り上げてきた少年院教育、職業訓練、高卒認定試験等も対象年齢が変われば内容の大幅な見直しをせざるを得ません。現場の意欲を挫く結果になります。

（５）教育現場にもたらす影響

18, 19 歳は学校教育を受けている場合が多く、高校が全入状態にある中で 18 歳の多くは高校生です。18, 19 歳が少年法の対象から外された場合、実名報道等によって、本人のみならず学校現場・周囲の子どもたちにも多大な混乱を引き起こします。また、少年法の対象であれば、子どもの成長発達権の保障という理念に基づいた対応が学校側にも求められますが、対象から外れた場合、「犯罪を行った」として退学など、教育の権利を奪われる危惧が極めて高くなります。

4 なぜ変えようとするのか？

（１）立法事実なきことが顕わになりながら議論が進む「若年者に対する新たな処分」

今回の諮問は、1966 年から始まって 1970 年に諮問され、7 年間で 70 回に渡って議論された「少年法改正要綱」中の「青年層設置」と同趣旨のものです。この「青年層設置」は最高裁・日弁連などの反対で頓挫した歴史があります。

今回の部会では、当初より少年法適用対象年齢引下げは所与の前提のように審議され、「若年者に対する新たな処分」に時間が費やされてきました。この「新たな処分」は自民党特命委員会提言案を引き継いだものです。特命委員会は、少年法が機能していることを認めながら、年齢を下げるにあたって弥縫策を講じようとしています。機能している少年法を「改正」する必要性、立法事実がないことが当初から顕わになっているのです。

（２）民法の成年年齢等に合わせる理論的根拠はない

国民投票法の投票年齢、公職選挙法の選挙権年齢、民法に成年年齢が 18 歳であるから、それらに合わせるべきとの意見も見受けられます。しかし、本人の保護を目的とする飲酒・喫煙は健康への影響を考慮して 20 歳以上という現行法が維持されています。

民法上親権の対象とならなくなった 18, 19 歳に対して保護処分はできないとの意見も見受

けられます。しかし、現行法下でも婚姻擬制により「成年者」とされる者も少年法の対象とされ、また審判時 20 歳未満の者が成年年齢に達した後も少年院での収容を継続できるとされています。したがって成年年齢と整合させる必要はありません。

このように、法には各々の立法目的があるため、その内容に関わる対象年齢も他の法と一律に合致させるべきものではありません。「健全な育成を期す」ことを目的とし、機能している少年法の適用対象年齢を引下げる必要性はなく、むしろ引下げることは立法目的の後退を招くものです。

5 おわりに

国連子どもの権利委員会も、一般的意見第 10 号のパラ 38 で「委員会は、一部の締約国が、一般的規則としてまたは例外としてのいずれであるかに関わらず、少年司法の諸規則を 18 歳以上の者に対して（通常は 21 歳まで）適用することを認めていることについて、評価の意とともに留意するものである。」とし、18 歳以上も少年司法で対応することを評価しています（なお、この一般的意見第 10 号は 2019 年 9 月、同 24 号に改定されましたが、そのパラ 32 は 10 号のパラ 38 と同趣旨です）。

20 歳未満を対象とする日本の少年法は諸外国に比べ有効に機能し再犯防止に寄与してきたことから、日本社会で深刻化する貧困や虐待等の背景をもつ 18, 19 歳の子どもたちの状況を悪化させないためにも、少年法「改正」に反対します。

以上

【貧困と虐待との関連】

表 1 ※東京都の調査（「児童虐待の実態Ⅱ」2005年12月）

虐待につながると思われる家庭の状況		あわせて見られる他の状況上位3つ		
1	ひとり親家庭 460件(31.8%)	1) 経済的困難	2) 孤立	3) 就労の不安定
2	経済的困難 446件(30.8%)	1) ひとり親家庭	2) 孤立	3) 就労の不安定
3	孤立 341件(23.6%)	1) 経済的困難	2) ひとり親家庭	3) 就労の不安定
4	夫婦間不和 295件(20.4%)	1) 経済的困難	2) 孤立	3) 育児疲れ
5	育児疲れ 261件(18.0%)	1) 経済的困難	2) ひとり親家庭	3) 孤立

子どもの虐待は家庭の孤立化と一定の関係を有している。貧困に陥った家族は、社会参加や情報を得るための費用がかけ難く、孤立化しやすい。例えば、貧困率が高い母子家庭では、相談相手がいない者が19.3%（2003年）から23.1%（2006年）と増えてきている（全国母子世帯等調査）。

【少年院収容者・少年鑑別所収容者の「貧困」層率の高さ、「母子世帯」の多さ】

表 2-1 少年院収容者（新収容者）家庭の生活程度（暦年の少年矯正統計年報より）（%）は構成比率

年		総数(人)	富裕	普通	貧困	不詳
2013	男	2915	77(2.6%)	2018(69.2%)	804(27.6%)	16(0.5%)
	女	278	6(2.2%)	180(64.7%)	90(32.4%)	2(0.7%)
	合計	6108	83(2.6%)	2198(68.8%)	894(28.0%)	18(0.6%)
2014	男	2653	70(2.6%)	1874(70.6%)	693(26.1%)	16(0.6%)
	女	219	5(0.2%)	153(69.9%)	55(25.1%)	6(2.7%)
	合計	2872	75(2.6%)	2027(70.6%)	748(26.0%)	22(0.8%)
2015	男	2538	75(3.0%)	1763(69.5%)	685(27.0%)	15(0.6%)
	女	205	8(3.9%)	142(69.3%)	54(26.3%)	1(0.5%)
	合計	2743	83(3.0%)	1905(69.4%)	739(26.9%)	16(0.6%)
2016	男	2326	71(3.0%)	1699(71.7%)	585(24.7%)	14(0.6%)
	女	194	10(5.2%)	134(69.1%)	46(23.7%)	4(2.1%)
	合計	2569	81(3.2%)	1833(71.5%)	631(24.6%)	18(0.7%)
2017	男	1999	67(3.4%)	1416(70.8%)	502(25.1%)	14(0.7%)
	女	148	5(3.4%)	97(65.6%)	42(28.4%)	4(2.7%)
	合計	2147	72(3.4%)	1513(70.4%)	544(25.3%)	18(0.8%)
2018	男	1933	84(4.3%)	1381(71.4%)	454(23.5%)	14(0.7%)
	女	175	10(5.7%)	111(63.4%)	52(29.7%)	2(1.1%)
	合計	2108	94(4.5%)	1492(70.8%)	506(24.0%)	16(0.8%)

表 2-2 少年鑑別所（新収容者）家庭の生活程度（暦年の少年矯正統計年報より作成）（%）は構成比率

年		総数(人)	富裕	普通	貧困	不詳
2013	男	9880	332(3.4%)	7056(71.4%)	2264(22.9%)	228(2.3%)
	女	1034	28(2.7%)	710(67.8%)	281(27.2%)	24(2.3%)
	合計	10914	360(3.3%)	7757(71.1%)	2545(23.3%)	252(2.3%)
2014	男	8887	313(3.5%)	6464(72.7%)	1937(21.8%)	173(1.9%)
	女	888	35(3.9%)	608(68.5%)	210(23.6%)	35(3.9%)
	合計	9775	348(3.6%)	7072(72.3%)	2147(22.0%)	208(2.1%)
2015	男	8096	296(3.7%)	5962(73.6%)	1674(20.7%)	154(1.9%)
	女	683	37(5.4%)	462(67.6%)	163(23.9%)	21(3.1%)
	合計	8769	333(3.8%)	6424(75.5%)	1837(20.9%)	175(2.0%)
2016	男	7163	270(3.8%)	5253(73.3%)	1488(20.8%)	152(2.1%)
	女	607	27(4.4%)	409(67.4%)	156(25.7%)	15(2.5%)
	合計	7770	297(3.8%)	5662(72.9%)	1644(21.2%)	167(2.1%)

2017	男	6168	295 (4.8%)	4509 (73.1%)	1265 (20.5%)	118 (1.9%)
	女	569	25 (4.4%)	383 (67.3%)	142 (25.0%)	19 (3.3%)
	合計	6756	320 (4.7%)	4892 (72.4%)	1407 (20.8%)	137 (2.0%)
2018	男	5882	327 (5.6%)	4343 (73.8%)	1127 (19.2%)	85 (1.4%)
	女	568	33 (5.8%)	387 (68.1%)	132 (23.2%)	14 (2.5%)
	合計	6448	360 (5.6%)	4730 (73.4%)	1259 (19.5%)	99 (1.5%)

表 3-1 少年院収容者(新収容者)の保護者(暦年の少年矯正統計年報より作成) ()は構成比率 *不詳はなし

年		総数 (人)	実父母	実父	実母	実父義母	義父実母	養父(母)	その他	なし
2013	男	2915	(32.5%)	(11.6%)	(39.4%)	(2.5%)	(9.5%)	(1.1%)	(3.2%)	(0.3%)
	女	278	(23.4%)	(9.7%)	(41.0%)	(1.8%)	(15.1%)	(1.8%)	(6.8%)	(0.4%)
	合計	3193	(31.7%)	(11.4%)	(39.5%)	(2.5%)	(10.0%)	(1.1%)	(3.5%)	(0.3%)
2014	男	2653	(33.2%)	(10.9%)	(40.0%)	(2.3%)	(9.1%)	(1.0%)	(3.1%)	(0.5%)
	女	219	(27.9%)	(13.7%)	(34.2%)	(2.7%)	(13.7%)	(1.4%)	(5.9%)	(0.5%)
	合計	2872	(32.8%)	(11.1%)	(39.4%)	(2.4%)	(9.4%)	(1.0%)	(3.3%)	(0.5%)
2015	男	2538	(31.4%)	(10.6%)	(42.2%)	(2.3%)	(9.9%)	(0.6%)	(2.6%)	(0.4%)
	女	205	(19.0%)	(10.7%)	(46.3%)	(1.5%)	(15.1%)	(0.5%)	(6.3%)	(0.5%)
	合計	2743	(30.5%)	(10.6%)	(42.5%)	(2.2%)	(10.2%)	(0.6%)	(2.8%)	(0.4%)
2016	男	2369	(32.5%)	(10.1%)	(40.2%)	(2.5%)	(9.3%)	(1.4%)	(3.7%)	(0.4%)
	女	194	(25.8%)	(9.3%)	(41.2%)	(1.5%)	(14.9%)	(0.5%)	(6.7%)	-
	合計	2563	(32.0%)	(10.0%)	(40.1%)	(2.5%)	(9.8%)	(1.3%)	(3.9%)	(0.4%)
2017	男	1999	(32.0%)	(8.7%)	(42.4%)	(2.0%)	(9.8%)	(1.0%)	(3.9%)	(0.4%)
	女	148	(24.3%)	(9.5%)	(43.9%)	(2.0%)	(12.8%)	(1.4%)	(5.4%)	(0.7%)
	合計	2147	(31.5%)	(8.8%)	(42.5%)	(2.0%)	(10.0%)	(1.0%)	(4.0%)	(0.4%)
2018	男	1933	(33.9%)	(9.9%)	(40.0%)	(1.4%)	(10.5%)	(1.2%)	(2.8%)	(0.3%)
	女	175	(27.4%)	(9.7%)	(42.9%)	(1.7%)	(13.1%)	-	(5.7%)	(0.6%)
	合計	2108	(33.3%)	(9.9%)	(42.1%)	(1.5%)	(11.1%)	(1.2%)	(31.7%)	(0.3%)

表 3-2 少年鑑別所(新収容者)の保護者(暦年の少年矯正統計年報より作成) ()は構成比率

年		総数 (人)	実父母	実父	実母	実父義母	義父実母	養父(母)	その他	なし	不詳
2013	男	9880	(38.8%)	(9.7%)	(37.0%)	(1.8%)	(8.4%)	(0.7%)	(2.6%)	(0.4%)	(0.5%)
	女	1034	(28.0%)	(9.1%)	(41.9%)	(1.6%)	(12.0%)	(1.5%)	(4.9%)	(0.6%)	(0.3%)
	合計	10914	(37.8%)	(9.7%)	(37.4%)	(1.8%)	(8.8%)	(0.8%)	(2.9%)	(0.4%)	(0.5%)
2014	男	8887	(38.5%)	(9.5%)	(37.5%)	(1.8%)	(8.4%)	(0.7%)	(2.6%)	(0.4%)	(0.5%)
	女	888	(33.0%)	(8.4%)	(38.9%)	(2.0%)	(11.0%)	(1.4%)	(4.4%)	(0.7%)	(0.3%)
	合計	9775	(38.0%)	(9.4%)	(37.6%)	(1.9%)	(8.6%)	(0.8%)	(2.8%)	(0.4%)	(0.5%)
2015	男	8086	(38.4%)	(9.2%)	(37.4%)	(1.9%)	(9.0%)	(0.6%)	(2.7%)	(0.4%)	(0.5%)
	女	683	(29.0%)	(9.8%)	(42.3%)	(2.5%)	(10.0%)	(0.4%)	(5.6%)	(0.3%)	(0.4%)
	合計	8769	(37.7%)	(9.3%)	(37.8%)	(1.9%)	(9.1%)	(0.6%)	(2.8%)	(0.4%)	(0.5%)
2016	男	7163	(39.0%)	(9.1%)	(36.7%)	(1.8%)	(8.4%)	(1.0%)	(3.2%)	(0.5%)	(0.3%)
	女	607	(29.2%)	(8.2%)	(40.0%)	(2.0%)	(13.3%)	(1.2%)	(5.6%)	(0.2%)	(0.3%)
	合計	7770	(38.1%)	(9.0%)	(36.9%)	(1.9%)	(8.8%)	(1.0%)	(3.4%)	(0.5%)	(0.3%)
2017	男	6187	(37.8%)	(8.6%)	(37.8%)	(1.9%)	(9.0%)	(1.1%)	(3.2%)	(0.4%)	(0.3%)
	女	569	(30.9%)	(9.0%)	(41.1%)	(1.8%)	(10.9%)	(1.2%)	(3.3%)	(1.1%)	(0.7%)
	合計	6756	(37.2%)	(8.6%)	(38.1%)	(1.9%)	(9.1%)	(1.1%)	(3.2%)	(0.5%)	(0.4%)
2018	男	5882	(39.0%)	(9.2%)	(36.5%)	(1.6%)	(9.3%)	(0.8%)	(2.8%)	(0.5%)	(0.2%)
	女	566	(28.4%)	(7.2%)	(45.6%)	(1.6%)	(11.7%)	(0.9%)	(3.2%)	(0.5%)	(0.9%)
	合計	6448	(38.1%)	(9.0%)	(37.3%)	(1.6%)	(9.5%)	(0.8%)	(2.8%)	(0.5%)	(0.2%)

●子どもの貧困率は 13.9%(2015 年厚労省)だから、少年鑑別所・少年院収容者の貧困率は高い。●少年鑑別所収容少年に比し少年院収容者の方が貧困層の比率が多い。このことは重い事件や非行性が深化した少年には貧困層が多いと推定される。●特筆すべきは「母子世帯」の少年が多いことである。全国で母子世帯は全体の約 6.8%(2012 年内閣府)。母子世帯の貧困率は極めて高い(「ひとり親世帯」50.8% 2015 年厚労省)から、少年院ないし少年鑑別所収容者の少年の貧困率は、実際は表 2 にある以上に高いと思われる。

【20歳未満を対象とする日本の少年司法は諸外国に比べ有効に機能している】

イギリス・アメリカ・ドイツなどは以下のように18歳からの若年青年層（18～21歳以下「青年」）の犯罪が多く、殺人においても青年層が多い（犯罪白書2005年版 「少年」は18歳未満で比較）。

表4 2003年各国の年齢層別殺人検挙人口比（但しドイツのみ2002年の人口比：2005年版犯罪白書より）

	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	日本
少年	4.9	2.2	2.1	2.3	0.6
青年	11.8		13.5	13.6	1.2
成人	3.9	3.7	4.5	3.2	1.3

表4のとおり、殺人に関して、諸外国は青年が一番多く、ついで成人（ただしドイツは少年）、少年の順となっている。それに対し、日本のみ、成人＞青年＞少年という稀有な状況がある。

表5 2003年各国の年齢層別刑法犯・主要犯罪検挙人口比（但しドイツのみ2002年の人口比：2005年版犯罪白書より）

	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	日本
少年	7838.8	2932.7	2580.7	1159.7	1345.5
青年	8707.9		5506.4	1941.9	989.4
成人	2555.9	1680.2	1217.0	450.7	229.2

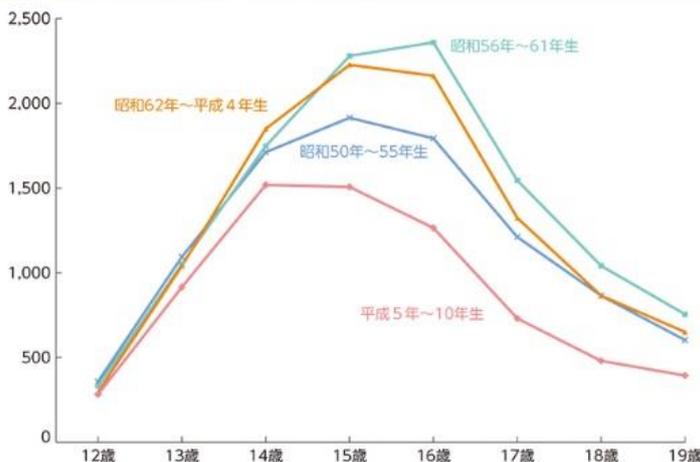
表5のとおり、刑法犯・主要刑法犯で検挙される年齢層は、日本においては、少年＞青年＞成人である（但し、その内訳は窃盗と占有離脱物横領で7,8割を占める。殺人は前述のとおり成人＞青年＞少年である）。

他方、日本以外はどこも青年が一番多い。日本だけは青年になると対少年比で73.5%に減る（ドイツは1.11倍、アメリカは1.67倍、イギリスは2.13倍）。日本だけが少年＞青年＞成人というように年齢層が上がるごとに犯罪が減っていく現象を支えているのは、保護主義を基調とする日本の少年法がその機能を発揮しているからである（少年期に比較的軽微な事件においても育て直しをすること等を通して再犯防止にも寄与している）。

【現在の18, 19歳の少年の状況】

図1 日本では17歳になると非行が極度に減少(2018年版犯罪白書より)

3-1-1-3図 少年による刑法犯 非行少年率の推移



注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 「非行少年率」は、各世代について、当時における各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいい、平成14年から26年の検挙人員については、危険運転致死傷によるものを含む。

表6 行為時18, 19歳の処遇(2018年司法統計年報第17表より作成)

総数 (員)	刑事処分相当	少年院送致	保護観察	不処分 (総数)	不処分中(保 護的措置)	不開始 (総数)	不開始中(保 護的措置)
6525	101 (1.55%)	859 (13.16%)	2088 (32.00%)	1239 (18.99%)	1108 (16.98%)	2238 (34.30%)	1856 (28.44%)

2018年の処分結果をみると、14, 15歳（年少少年）の少年院送致率は4.65%、16, 17歳（中間少年）の少年院送致率は9.79%であるに比し、18, 19歳の比率は13.16%と高い。

表 7 18,19 歳重大事件少年の処分内訳(2018 年司法統計より)付:詐欺

	一般保護事 件総数	殺人既遂	殺人未遂 等	傷害致死	強盗致 傷	強制性 交等	集団強 姦	放火	詐欺
総数 (員)	6525	4	6	2	37	34	0	11	424
少年院送致	859	1	4	0	29	19	0	4	163
保護観察	2088	0	0	0	5	10	0	5	185
刑事処分	101	3	1	2	2	4	0	0	13
不処分	1239	0	0	0	0	1	0	1	26
不開始	2238	0	1	0	1	0	0	1	37